

NPO法人のイロハ（役員の変更編）

Q.1 役員が変わった時はどうしたらよいですか？

A.1 ①役員変更等届出書（様式第4号） ②最新の役員名簿
③新任役員の就任承諾書及び誓約書の写し ④新任役員の住民票原本 の提出が必要です。

Q.2 役員が辞めた時はどうしたらよいですか？

A.2 役員変更等届出書（様式第4号）と最新の役員名簿の提出が必要です。

Q.3 役員の住所が変わった時はどうしたらよいですか？

A.3 役員変更等届出書（様式第4号）と最新の役員名簿の提出が必要です。

Q.4 役員が全員再任（重任）した時は、手続きが必要ですか？

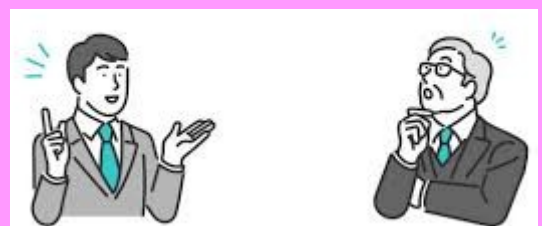
A.4 役員変更等届出書（様式第4号）と最新の役員名簿の提出が必要です。

Q.5 役員変更の手続きをしないとどうなりますか？

A.5 理事、または監事は、20万円以下の過料に処せられる場合があります。

Q.6 理事長が変更になった時はどうしたらよいですか？

A.6 理事の中で理事長が後退した場合は、役員変更等届出書の提出は不要ですが、任意の様式で理事長の変更をお知らせください。ただし、法務局での登記の変更手続きは必要になります。



NPO法人のイロハ（定款の変更編）

Q.7 定款を変更したいのですがどうしたらよいですか？

A.7 総会を開催し、定款変更の議決を得る必要があります。定款の変更箇所によって、手続きが異なりますので、お問い合わせください。

Q.8 法人事務所を移転したいのですが、どうしたらいいですか？

A.8 【定款に番地まで記載がある場合】

定款変更の手続きが必要ですのでお問い合わせください。

【定款に番地まで記載がない場合】

記載の市町村内で変更した場合は、変更後の登記事項証明書を所轄庁へ提出ください。

Q.9 主たる事務所を福島県から他の都道府県に変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A.9 所轄庁変更の手続きが必要ですので、お問い合わせください。



NPO法人のイロハ（定款の変更編）

Q.10 定款変更を行う場合、所轄庁への変更手続きとして2種類あると聞きました。どのように違うのですか？

A.10 定款変更には、法人にとって重要な目的や名称、活動の種類及び事業の種類などの事項に関する変更を行う場合の「**定款変更認証申請**」と、届け出のみで済む「**定款変更届**」があります。

①定款変更認証申請

以下の事項を変更する場合

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該
その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

※これらの事項を変更する際は、所轄庁の認証を得なければなりません。

②定款変更届

以下の事項を変更する場合

- (1) 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 役員の定数に関する事項
- (3) 資産に関する事項
- (4) 会計に関する事項
- (5) 事業年度
- (6) 残余財産の帰属すべきものに係るものを除く解散に関する事項
- (7) 公告の方法

※所轄庁への届け出だけで良いです。

